

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第 1 面)

産業廃棄物処理計画書	
令和8年6月30日	
山口県知事	殿
提出者	
住 所 山口県柳井市伊保庄4907番地	
氏 名 井森工業株式会社	
取締役社長 井森 幹雄	
電話番号 0820-22-1500	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	井森工業株式会社
事業場の所在地	柳井市伊保庄4907番地
計画期間	2026年4月1日～2027年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	63億円（完成工事高）
③従業員数	100人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	添付資料1のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項				
(管理体制図) 添付資料2のとおり				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり		
	排 出 量	t	t	
	(これまでに実施した取組) ・材料（仮設材料含む）の再利用			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり		
	排 出 量	t	t	
	(今後実施する予定の取組) ・現状どおり			
産業廃棄物の分別に関する事項				
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・産業廃棄物の種類ごとに分別、保管できるように、看板を設置する。			
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状どおり			

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ — 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	5226.6563t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

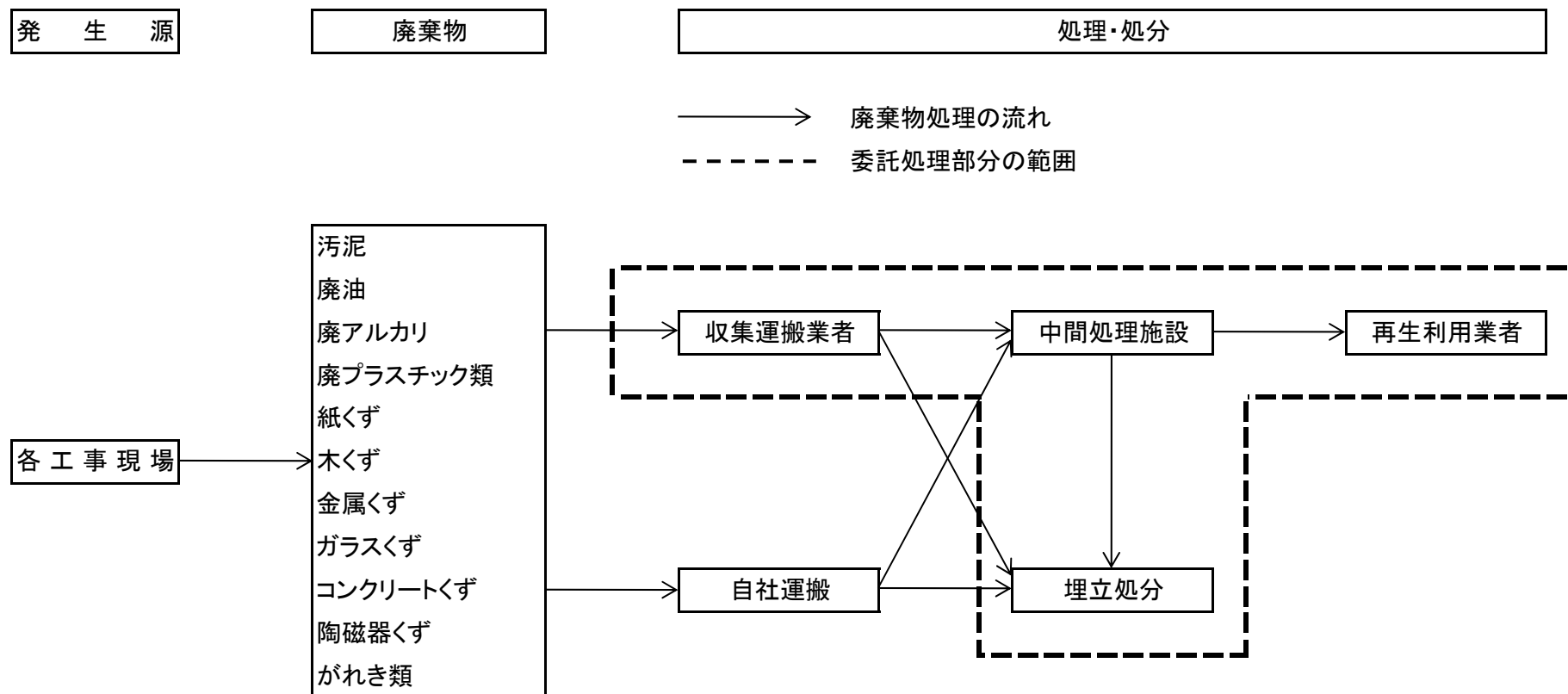
(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙2-1のとおり	
	全 処 理 委 託 量	4734.5 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託処理業者には定期的に現地確認を実施する。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理フロー図

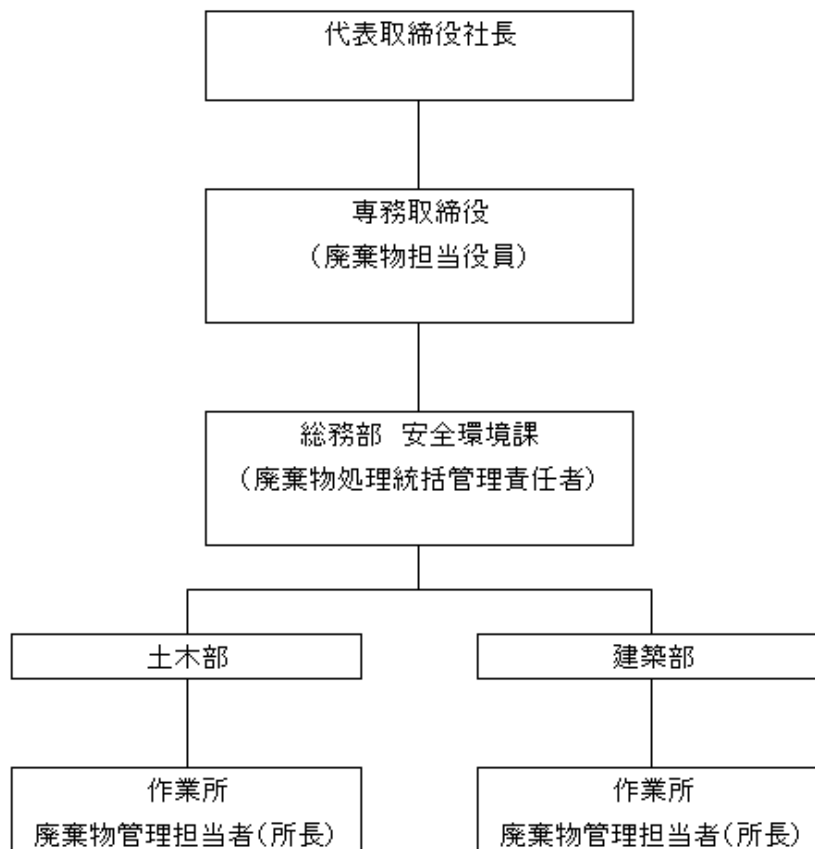


産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者		所 属：総務部 安全環境課 氏名： XXXXXXXXXX
廃棄物担当		組織名：各作業所 職名：現場所長
役割	廃棄物処理 統括責任者	○廃棄物処理方針の策定 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理 担当者	○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○マニフェストの交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発

廃棄物管理組織



(2) 管理体制の強化

毎月の安全環境課のパトロールの際に、各作業所の産業廃棄物に関する処理状況を把握し、指導する。

(3) 教育

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、作業員に定期的に教育を行う。

情報公開

会社の産業廃棄物関連情報は、要求があればいつでも公開・閲覧できるようにしておく。

3. 廃棄物の処理に関する事項

(排出の抑制、分別、再生利用に関する事項を含む)

(1) 基本事項

- ① 産業廃棄物の適正処理を確保するため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに行政の環境施策に協力する。
- ② 発生した産業廃棄物は自ら処理することを原則とし、処理業者に委託する場合であっても、収集運搬から処分に至るまで確認し的確に管理する。
- ③ 各作業所は、産業廃棄物の排出抑制に努力するとともに、ISO14001に基づき、廃棄物の分別収集とリサイクルを推進する。

(2) 廃棄物の処理に係わる情報の収集・管理

本社の安全環境課において定期的に廃棄物関連法令等の情報を収集・取りまとめを行い、各作業所に情報提供を行う。これらの情報は全ての社員に社員専用ホームページにより情報提供される。

4. 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

- ・ 各作業所において、材料（仮設材料含む）の再利用を行い、産業廃棄物の排出の抑制に努める。

5. 産業廃棄物の分別に関する事項

- ・ 各作業所毎に発生したものをそれぞれ分別保管する。

6. 産業廃棄物の再生利用に関する事項

- ・ 各作業所は、自社又は収集運搬業者にて中間処理施設に搬出し、再生利用する。

7. 産業廃棄物の最終処分に関する事項

- ・ 分別収集により再生利用に努め、最終処分場への搬出は最小限にする。

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書（補足）（2026年度計画）

別紙2－1

多量排出事業者 名 称	井森工業株式会社	所在地（市町名）	柳井市	事業の種類	総合工事業
-------------	----------	----------	-----	-------	-------

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業廃棄物	燃え殻																				
	汚泥	356.08	300									356.08	300								
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ	1.0735	2.0									1.07	2								
	廃プラスチック類	70.571	70									70.57	70								
	紙くず	7.200	7									7.20	7								
	木くず	323.9600	300									323.96	300								
	繊維くず	0.884	0.5									0.88	1								
	動植物性残さ																				
	動物系固形不要物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	22.5680	20									22.57	20								
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	38.4500	35									38.45	35								
	鋳さい																				
	がれき類	4,405.8698	4,000									4,405.87	4,000								
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
	計 (A)	5,226.6563	4,734.5	0	0	0	0	0	0	0	0	5,226.65630	4,734.5	0	0	0	0	0	0	0	0